

委託契約書（案）

- 1 委託契約の名称
盛岡地区合同庁舎ごみ収集運搬業務
- 2 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 委託業務の実施場所
盛岡市内丸11番1号 盛岡地区合同庁舎
- 4 委託料 金 _____ 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 _____ 円)
- 5 契約保証金 金 _____ 円

岩手県（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、上記の業務を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲から委託を受けた業務（以下「委託業務」という。）をこの契約書並びに別添「盛岡地区合同庁舎ごみ収集運搬業務基準仕様書」に基づいて誠実に履行するものとする。

（実施に関する指示）

第2条 甲は、乙に対して委託業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し、必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

（権利の譲渡等）

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合、又は信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛金債権を譲渡した場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生ずるものとする。

（再委託等の禁止）

第4条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、委託業務の一部についてあらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

（委託業務の内容の変更、中止等）

第5条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又はこれを一時中止する

ことができる。

- 2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

(損害賠償)

第6条 委託事業の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(完了報告及び検査)

第7条 乙は、月毎の委託業務が完了した場合は、委託業務完了報告書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により完了届の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に完了届等を審査し、必要に応じて現地調査を行うことにより、業務の実施状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。
- 3 甲は、前項の規定による検査により、業務の実施状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。
- 4 乙は、前項の規定による指示に従って措置した場合には、その結果を甲に報告するものとする。

(委託料の請求及び支払)

第8条 乙は、第7条第2項の規定による検査に合格した場合は、次のとおり請求書を甲に提出するものとする。

月額 _____ 円

- 2 甲は、前項の規定により請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払うものとする。

(遅延利息)

第9条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いする日までの日数に応じ、当該未払い額につき年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(違約金)

第10条 甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、当該日1日につき契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき、年3.0パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

(履行の追完請求及び委託料の減額)

- 第11条 甲は、乙が実施した委託事業に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。
- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。
 - 3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(履行の催告)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第2条第2項若しくは第7条第3項の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- (2) その他この契約に違反したとき。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。
- (2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(乙の解除権)

第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の変更に伴い、委託料が当初の委託料の3分の1以下となるとき。
- (2) 第5条第1項の規定による委託業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。
- (3) 甲が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき。

(契約解除の場合における委託料の返還)

第 15 条 乙は、第 12 条又は第 13 条の規定により、この契約を解除された場合において、すでに委託料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

(契約解除の場合における損害賠償金)

第 16 条 第 12 条又は第 13 条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の 100 分の 5 に相当する額を甲に納付するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払いがあった後においても適用する。

3 甲は、第 14 条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲、乙協議して定める。

(不当介入に対する措置)

第 17 条 乙は、乙又はこの契約に係る再委託契約等の相手方が暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

(施設等の使用)

第 18 条 乙は、甲の承認を得て、甲の施設及び設備を使用することができる。

2 甲は、乙に対し委託業務に必要な用水、給湯及び電力を無償で提供するものとする。
ただし、乙はその使用に当たっては、効率的な使用に留意しなければならない。

(管理者の責務)

第 19 条 乙は、委託業務の実施に当たっては、甲の施設及び設備について、善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 20 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(関係書類の整備)

第 21 条 乙は、委託業務に係る処理を明らかにした関係書類を整備し、令和 14 年 3 月 31 日まで保存するものとする。

(協議)

第 22 条 この契約書に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じたときは、必要に応じて、甲・乙協議のうえ定める。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩 手 県
契約担当者
盛岡広域振興局長 ○○ ○○

乙